

第 1 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16 名）

1 佐竹 静		15 桐山 文子
2 國嶋 義雄	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
	10 高橋 正彦	
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 河合 裕満	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（3 名）

3 棚橋 新一	17 江口 美智子	
8 清水 峰幸		

その他の出席者（7 名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主任
矢野事務局次長	堀主幹	石原主事
森主幹		

議案

議案第 7 1 5 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 1 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 7 1 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 7 1 9 号 農業振興地域整備計画変更（案）について

報告第 1 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第1回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、1番 佐竹委員、19番 岡本委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第715号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供
します。事務局説明願います。

事務局

議案第715号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させて
頂きます。

1ページをお願いします。

1件提案されております。

令和5年3月に当初事業者が、建築資材製造業工場として、許可を受け
ましたが、土地造成後、工場建設前に、事業の継続を断念し、第三者への
事業承継に伴う所有権移転が必要となり、事業計画変更の申請がなされた
ものでございます。

1番、当初計画明細としまして、所有権移転によります、田、5筆合わ
せて、2,254㎡でございました。

別添資料をご覧ください。

場所と、利用計画図となります。

関ヶ原町との行政界を跨いで計画される案件でございますが、大垣市分
の割合は、約8.2%でございます。

議案にお戻りください。

次に 事業計画変更後明細をご覧ください。

こちらの譲受人に記載の法人が、今回の新たな転用事業者となります。
変更後は、所有権移転によります、宅地、山林、6筆合わせて、

1, 889. 22㎡で、ゴム製品製造業工場でございます。

2点補足説明させていただきます。

1点目は、当初計画明細と、事業計画変更後明細の面積の違いについてです。

これは、当初許可後に、土地造成がされ、現在当初計画の一部敷地が、道路や水路の公共用地となっているため、その分の面積が変更後では除かれているためでございます。

2点目は、登記の地目についてでございます。

土地造成がされ、登記地目が田から変更されましたが、転用目的の工場が建設されてないため、完了報告書が提出されておられませんので、再度審議事項となります。

以上まとめたものが、一番下の表になります。

上段が、当初計画でございまして、下段が事業計画変更後明細でございます。

転用事業者、筆数、面積、転用目的が変更となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第716号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第716号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

5 件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1 番、所有権移転によります、田、4 9 5 m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2 番、所有権移転によります、田、1, 0 7 9 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3 番、所有権移転によります、畑、2 2 8 m²で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4 番、所有権移転によります、畑、2 4 9 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5 番、所有権移転によります、田、9 4 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 2 番は、身内ですか。

事務局 譲渡人が親、譲受人は子なので親子です。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第717号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第717号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、64㎡で農業用倉庫・農家住宅への進入路でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。
許可区分は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

2番、畑、231㎡で一般個人住宅(庭・倉庫・進入路)でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第718号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第718号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

4件提案されております。

こちらの事案のうち1番につきましては、1番の出席委員に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、よろしくお願いいたします。

1番、使用貸借権によります、畑、351㎡で農家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、使用貸借権によります、田、415㎡で分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。
許可区分は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

3番、先程ご審議いただきました、1ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、所有権移転によります、宅地・山林、6筆合わせて、1,889.22㎡でゴム製品製造業工場でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。
「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

4番、賃貸借権によります、田、3筆合わせて、2,300㎡で製造業駐車場でございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の教育施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、1 番の事案につきましては、1 番 佐竹委員に関する事案がありますので、当該委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第 719 号 農業振興地域整備計画変更(案)について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 719 号 農業振興地域整備計画変更(案)について、説明させていただきます。

4 ページをお願いします。

市では、農業振興地域整備計画を昭和 49 年 7 月に策定しており、農業振興地域の農用地区域を定めております。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条及び同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項により、農業振興地域整備計画の変更する場合は、農業委員会の意見を聴くものとするがありますので、議案に諮るものでございます。

説明につきましては、農業振興地域整備計画担当所管課である農林課から説明します。

それでは、議案第 719 号 農業振興地域整備計画の変更(案)について、ご説明いたします。

先程の話のとおり、市において、農業振興地域整備計画を昭和 49 年 7 月に策定しており、農業振興地域の農用地区域を定めております。

農業振興地域の農用地区域の農地は、農地転用許可がありません。農用地区域から除外することで、農地を農地以外に転用することが可能になります。

農用地区域から除外するには、農業振興地域整備計画を変更する必要がありますので、申請のあった案件についてこうした手続きを行うものです。

それでは、お手元にお送りしております議案に沿ってご説明いたします。今回は、農用地区域からの除外の案件が3件ございます。

1ページをご覧ください。

こちらは農用地区域からの除外目的別集計表でございます。

目的ごとの件数と面積につきまして、

農家住宅	1件	397.00㎡	
農業用施設	1件	9,337.00㎡	
農業用倉庫への進入路	1件	23.00㎡	
合計	3件	9,757.00㎡	でございます。

続いて、それぞれの詳細について、ご説明いたします。

2、3ページに各案件の詳細をまとめた各筆調書があり、4ページから各案件の詳細図となっております。

また、議案の最後にA4サイズの地図がございます。こちらの地図内の番号が各案件の位置を示しています。

それでは、各案件について、順にご説明いたします。

まず、1番の案件は、古宮町字下ヶ原の田で、4,304㎡のうち23㎡を農業用倉庫への進入路に供するものです。位置としては地図の右側中段にあり、詳細図は4ページです。当該地は1種農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用であり、転用の見込があるため、除外するものであります。

続いて、2番の案件は、中曽根町字神子前の田で、計12筆、11,343㎡のうち9,337㎡を農業用施設（米穀倉庫、育苗施設、農機具格納庫、休憩所）とするものです。位置は地図の左側上部にあり、詳細図は5ページです。当該地は1種農地ではありますが、農業の振興に資する施設への転用であり、転用の見込があるため、除外するものであります。

続いて、3番の案件は、多芸島1丁目の田で、695㎡のうち397㎡を農家住宅とするのです。位置は地図の中央部にあり、詳細図は6ページです。残地

は畑として利用されます。当該地は1種農地であります。集落に接続する農地であり、転用の見込があるため、除外するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 計画変更については、完了までにどのくらいの期間がかかるのですか。

事務局 農業委員会他、関係団体から意見をいただき、その結果を基に県協議、公告等を実施するので、計画変更には約1年かかります。
このため、今回の除外の許可時期については、令和9年7月頃になります。

議長 他に何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第1号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。
事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

1番、田、978㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

2番、田、6.61㎡で、一般個人住宅（進入路）でございます。

3番、田、2筆合わせて、91㎡で、公衆用道路でございます。

4番、田、814㎡で貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、15件申請されています。

5番、所有権移転によります、田、416㎡で、造園業資材置場でございます。

6番、使用貸借権によります、畑、222㎡で、一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

7番、所有権移転によります、畑、232㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、所有権移転によります、畑、452㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、383.47㎡で、貸駐車場でございます。

10番、使用貸借権によります、田、546㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、423㎡で、ペット美容業店舗でございます。

12番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,178㎡で、共同住宅駐車場でございます。

13番、所有権移転によります、畑、雑種地（現況：畑）、2筆合わせて、209㎡で、一般個人住宅でございます。

6ページをお願いします。

14番、所有権移転によります、田、263㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、203㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

16番、所有権移転によります、田、462㎡で、一般個人住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、150㎡で、

自動車整備業工場・事務所でございます。

18番、所有権移転によります、田、173㎡で、不動産業駐車場でございます。

19番、所有権移転によります、田、198㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、7件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

20番、田、畑、7筆合わせて、9,249㎡でございます。

7ページをお願いします。

21番、田、12筆合わせて、8,028㎡でございます。

22番、田、宅地（現況：田）、2筆合わせて、1,708㎡でございます。

23番、田、2筆合わせて、743㎡でございます。

24番、田、1,524㎡でございます。

25番、田、畑、5筆合わせて、646.90㎡でございます。

26番、田、7筆合わせて、3,420㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後 2 時 3 2 分閉会